

ベター・レギュレーションの進捗状況について

平成 20 年 5 月 ~ 平成 20 年 12 月

平成 20 年 12 月 26 日

金融庁

目次

はじめに	…1
ベター・レギュレーションの4つの柱について	…2
1. ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ	…2
(1) プリンシプルの趣旨を関係者と共有するための取組み	…2
(2) 証券会社・銀行・保険会社間のファイアーウォール規制の見直し	…2
2. 優先課題の早期認識と効果的対応	…2
(1) グローバルな金融市場の混乱への対応	…2
(2) メリハリのある検査の実施	…4
3. 金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視	…5
(1) 証券会社・銀行・保険会社間のファイアーウォール規制の見直し	…5
(2) 課徴金の加算・減算制度の導入	…5
(3) 検査評定制度に係る取組みの充実	…5
(4) 地域密着型金融の一層の推進	…6
4. 行政対応の透明性・予測可能性の向上	…6
(1) 検査運営における配意事項の明確化	…6
(2) 検査・監督における重点項目の明確化	…6
当面の5つの取組みについて	…8
1. 金融機関等との対話の充実	…8
(1) 中小企業者等との対話	…8
(2) 個別の金融機関等との対話	…8
2. 情報発信の強化	…9
(1) 講演・スピーチやインタビューの積極的活用	…9
(2) 英語での情報発信	…9
(3) 説明会の積極的活用	…10

3. 海外当局との連携強化	…10
(1) 首脳・閣僚レベルでの国際的な取組みにおける発信	…10
(2) 国際協調の推進、国際的議論への参画	…11
多国間での海外当局との連携	
各国監督当局との連携	
欧州委員会による我が国の会計基準に関する同等性評価	
4. 調査機能の強化による市場動向の的確な把握	…13
(1) リスク分析の高度化	…13
(2) 市場動向の的確な把握の強化	…13
(3) その他の取組み	…14
借り手からの情報収集と活用	
中小企業庁との連携	
5. 職員の資質向上	…14
(1) 職員の専門性向上に資する任用体制の確立	…14
(2) 研修の充実による専門性の強化	…14
(3) 任用の柔軟化	…15
. 前回報告書で指摘した「今後の課題」への取組状況	…16
1. 職員へのさらなる徹底	…16
2. 実務者レベルでの対話の充実	…16
3. 情報発信の機会の拡充	…17

はじめに

金融庁では、昨年夏以来、金融規制のさらなる質的向上を目指した取組み、すなわち、ベター・レギュレーションへの取組みを進めてきた。

ベター・レギュレーションについては、大きく以下の4点をその柱と位置づけている。

1. ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ
2. 優先課題の早期認識と効果的対応
3. 金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視
4. 行政対応の透明性・予測可能性の向上

また、こうしたベター・レギュレーションに関する4本の柱の下、以下の5つの具体的方策に取り組んできているところである。

1. 金融機関等との対話の充実
2. 情報発信の強化
3. 海外当局との連携強化
4. 調査機能の強化による市場動向の的確な把握
5. 職員の資質向上

ベター・レギュレーションへの取組みの進捗状況については、本年5月に、平成19年7月から平成20年4月までの進捗状況を中心に取りまとめ、第1回として公表したところである。今回は、第2回として、平成20年5月から同年12月までの進捗状況を中心に取りまとめている。また、前回の報告書で指摘した「今後の課題」についての取組状況も取りまとめている。

(注) 証券取引等監視委員会においても、ベター・レギュレーションと同趣旨の内容を含む同委員会の取組み方針「公正な市場の確立に向けて」を策定し、同方針に基づき市場監視に取り組んでいるところであり、こうした取組みも今回の進捗状況において盛り込んでいるところである。

・ベター・レギュレーションの4つの柱について

1．ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ

(1) プリンシプルの趣旨を関係者と共有するための取組み

金融庁は、平成 20 年4月に金融機関や市場関係者と共に取りまとめたプリンシプルについて職員一人一人への浸透を図るとともに、実際の行政対応に際して、以下のような取組みを通じて、プリンシプルの趣旨を関係者と共有できるよう努めてきた。

- ・平成 20 事務年度の監督方針において、プリンシプルを日々の行政対応に活用し、制度本来の趣旨に即したルールの解釈・運用を図る旨を明記した。
- ・検査においては、自主的な取組みによる利用者利便の向上(プリンシプル1)や適切なリスク管理(同 12)などのプリンシプルを踏まえて、「各種貸出・金融商品の実態に応じた適切なリスク管理態勢の構築」や「円滑な中小企業・地域金融の円滑化」などを重点項目に掲げるとともに、優れた取組みを積極的に評価するなど、金融機関の自主的な経営改善につながることを重視した検査を実施している。

(2) 証券会社・銀行・保険会社間のファイアーウォール規制の見直し

平成 20 年6月6日に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」においては、多様で質の高いサービスの提供を可能とする観点から、金融グループにおける外形的なファイアーウォール規制を見直すとともに、各金融機関に対して利益相反管理のための体制整備を求めることとした。

利益相反管理体制の整備については、個々の状況に応じた金融機関の自主的な取組みが促進されるよう、原則的な規定を定め、その実施状況について適切なモニタリングを行うことで規制の実効性の確保に努めるプリンシプル・ベースの枠組みを設けることとしている。現在、平成 21 年6月までの同法の施行に向けて、政令、内閣府令、監督指針等の整備を進めているところである。

2．優先課題の早期認識と効果的対応

(1) グローバルな金融市場の混乱への対応

グローバルな金融市場の混乱、証券化商品の価格下落や市場流動性の低下、株式市場等の大幅な変動などが、我が国の金融システムに与える影響をできるだけ早く認識するよう、市場動向に加え、金融機関の財務の健全性やリスク管理の実態などを注意深くフォローしてきた。

- ・ 金融庁は、我が国預金取扱金融機関のサブプライム関連商品等の保有額等について、平成 19 年9月末時点以降、四半期毎に、統一した基準で集計・公表している。また、平成 20 年3月末時点からは、同年4月のG7に提出・公表されたFSF（金融安定化フォーラム）報告書における先進的開示事例を踏まえ、世界でも最も先進的な取組みとして、サブプライム関連商品等に加えて、CLO（ローン担保証券）、サブプライム関連を除くCDO（債務担保証券）、サブプライム関連を除くRMBS（住宅ローン担保証券）、CMBS（商業用不動産担保証券）、レバレッジドローンについても、我が国預金取扱金融機関の保有額等を集計・公表している（平成 20 年6月、9月、11月）。これらは、グローバルな金融市場の混乱が金融システムに与える影響に対する正確な理解や不透明感の除去に資するものであると考えている。
- ・ 金融機関との深度あるヒアリング等を通じて、市場流動性が低下する状況等も勘案した適切なストレステストの実施や、証券化商品等の投資において裏付となる資産内容、価格変動状況の把握など、金融機関のリスク管理の留意点の検証に努め、それらを監督指針に反映した（平成 20 年 8 月）。

また、原油・原材料価格の高騰等による世界的な価格体系の変化や实体经济の悪化など、地域経済・中小企業等を取り巻く厳しい環境を踏まえ、早めの実態調査や、金融システムの安定性強化と中小企業等への金融の円滑化を図るための施策を速やかに実施してきた。

これらを通じて、金融機関による適切な金融仲介機能が維持されるよう努めてきたところである。

- ・ 平成 20 年8月、金融庁幹部職員を全国各地に派遣し、中小企業及び関連団体等から、中小企業の業況・資金繰り、金融機関の融資姿勢等についてヒアリング調査を実施するとともに、8月から9月上旬にかけて商工会議所及び経営指導員等を対象にアンケート調査を行い、その結果を9月30日に公表した。
- ・ 中小企業の特性を踏まえ、貸出条件緩和債権の取扱いを変更することにより、金融機関が条件変更により柔軟に応じることができるよう環境の整備を行った（平成 20 年 11 月7日実施）。

- ・ 異例な市場環境の下、自己資本比率の急激な変動により金融機関の金融仲介機能が低下しないように、自己資本比率規制を一部弾力化する監督上の特例措置を講じている(平成 20 年 12 月 12 日告示施行)。
- ・ 国の資本参加を通じて金融機関の金融仲介機能を強化することにより、厳しい状況に直面する地域経済や中小企業に対する金融の円滑化に向けた予防的な枠組みとして、平成 20 年 10 月 24 日に金融機能強化法の改正案を国会に提出し、同年 12 月 12 日に成立した。金融庁は、金融機能強化法の改正法が施行された 12 月 17 日に、中川金融担当大臣から金融機関に対し同法による資本増強が可能となったことを踏まえた適切な金融仲介機能の発揮を要請するとともに、改正法についての説明会を全国各地で実施しているところである。国の資本参加枠としては、平成 20 年度第二次補正予算案において 10 兆円(現行の 2 兆円から 12 兆円に拡大)、平成 21 年度当初予算案において 12 兆円を確保する。

(2) メリハリのある検査の実施

検査においては、検査マニュアル及び平成 20 事務年度検査基本方針に重要なリスクに焦点をあてたメリハリある検査を実施する旨明記し、以下のように小さなリスクの改善については金融機関の対応に委ね、金融機関の経営に深刻な影響を及ぼし得る重要なリスクに焦点を当てた検証を実践してきたところである。

- ・ 「各種貸出・金融商品の実態に応じた適切なリスク管理態勢の構築」、「円滑な中小企業・地域金融に向けた対応」等の 4 項目を検査における重点事項化(詳細は、4.(2)を参照)
- ・ 重要でないリスクに係る金融機関の事務負担を削減する観点から、小規模で業務が限定されている金融機関(小規模な外国銀行支店や職域・業域信用組合)への簡易検査の導入

また、金融商品取引業者等の検査については、昨年 11 月以降、証券取引等監視委員会が外国為替証拠金取引業者の財務の健全性やリスク管理態勢について重点的に検査を実施し、平成 20 年 7 月に「外国為替証拠金取引業者に対する検査結果の概要について」を公表した。さらに、同委員会は、「証券検査に係る業務点検プロジェクトについて」を 9 月 17 日に公表し、より効率的・効果的な証券検査の実現を目指した取組みを進めているところである。

3. 金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視

(1) 証券会社・銀行・保険会社間のファイアーウォール規制の見直し

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成 20 年6月6日成立)において、ファイアーウォール規制を見直すとともに、金融グループにおける利益相反を実効的に管理するため、各金融機関に対して利益相反管理体制の整備を求め、個々の状況に応じた自主的な規律付けを求めることとしたところである(詳細は、1.(2)を参照)。

(2) 課徴金の加算・減算制度の導入

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成 20 年6月6日成立)において、自主的なコンプライアンス体制の構築の促進・再発防止に向けたインセンティブ付与の観点から、一定の違反行為を早期に自己申告した者に対する課徴金の減額制度が導入されるとともに、違反行為の抑止の観点から、違反行為を繰り返す者に対する課徴金の加算制度が導入された。こうした課徴金の加算・減算制度は、12月12日に施行されている。

(注) 課徴金の加算・減算制度は、監督対象先に対する規制ではなく、個人投資家を含む市場参加者全般を対象としているものである。

(3) 検査評定制度に係る取組みの充実

平成 20 年1月より全面施行した検査評定制度は、金融機関の経営改善に向けたインセンティブを高めることを目的としているが、さらに、以下のような評定制度に係る取組みの充実を図っているところである。

- ・ 中小企業に適した資金供給に係る取組み事例や、中小企業の事業再生等に向けた優れた取組み・創意工夫を積極的に評価し、検査評定にも明確に反映
- ・ 自主的・継続的な改善に向けたインセンティブ付けの観点から、新たに「A評定」事例や、前向きに評価できる事例を検査指摘事例集により周知(平成 20 年7月)
- ・ 金融検査評定結果の分布状況の取りまとめにおいて、新たに「A評価」と「B評価」を追加して公表(平成 20 年12月)

今後も、検査指摘事例集を充実させるなど、評定制度に係る取組みの充実に努めていく。

(4) 地域密着型金融の一層の推進

金融機関が進める地域密着型金融の取組みについては、その実施状況を把握し、定期的に公表してきたところであるが、平成20年7月に公表した「平成19年度における地域密着型金融の取組み状況について」においては、経済情勢の変化を踏まえた地域金融機関の対応等の好事例の紹介を行い、地域密着型金融の一層の推進に向けた金融機関のインセンティブに配慮しているところである。

今後も、先進的な取組みや広く実践されることが望ましい取組みについて、事例紹介や顕彰を実施することにより、地域密着型金融を一段と推進していく。

4. 行政対応の透明性・予測可能性の向上

(1) 検査運営における配慮事項の明確化

金融検査の質的向上に向けた取組みを恒久的・制度的なものと位置付けるとともに、全検査官に対して取組みの更なる実践・定着を促す観点から、検査マニュアルを平成20年8月に改定し、検査官が金融検査を行う際に配慮すべき事項として、以下の5項目を明記したところである。

- 重要なリスクに焦点をあてた検証
- 問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明
- 問題点の指摘と適切な取組の評価、静的・動的な実態の検証
- 指摘や評定根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化
- 検証結果に対する真の理解(「納得感」)

(2) 検査・監督における重点項目の明確化

厳しさを増す景気情勢や金融商品に内在するリスクを適切に管理する必要性の高まりなど、金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境が大きく変化している状況を踏まえて、平成20事務年度の行政対応における重点項目を明確化した基本方針を策定し、これに基づき検査・監督の実施に努めているところである。

検査事務に関しては、平成20事務年度の検査基本方針(平成20年8月公表)において、以下の4項目を重点項目として明記したところである。

- 各種貸出・金融商品の実態に応じた適切なリスク管理態勢の構築
- 国際的に業務展開する金融機関の管理態勢の整備
- 顧客保護の推進・利用者利便の向上への対応

円滑な中小企業・地域金融に向けた対応

例えば、シンジケートローンや証券化スキームに対する貸出など複数の主体が関与する形態の貸出が増加する中、的確な情報把握や審査・リスク管理が行われない場合には、スキームに参画する関係者全体に影響を及ぼす可能性があるなど、適切なリスク管理態勢の構築の重要性が高まっていることを踏まえて重点項目を掲げている(上記)。

また、中小企業をめぐる環境が厳しさを増す中、金融機関には、適切かつ積極的にリスクテイクを行うとともに、適切なリスク管理態勢を整備することを通じて、地域における金融仲介機能を積極的に発揮していくことが強く期待されていることを踏まえ、中小企業の経営・財務面の特性等の実態を踏まえた円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できる態勢が構築されているかを重点的に検証することとした(同)。

監督事務に関しては、業態毎に監督方針を定めているが、例えば、平成 20 事務年度の主要行等向け監督方針(平成 20 年9月公表)においては、以下の4項目を重点項目として明記したところである。

金融機能の発揮と利用者の安心・利便

リスク管理と金融システムの安定

「市場強化プラン」に沿った取組み - 活力と競争を促すビジネス環境

金融規制の質的向上(ベター・レギュレーション)の浸透と具体化

例えば、厳しい経済状況の下、借手企業の経営実態や特性に応じたリスクテイクとリスク管理をきめ細かく行い、借手企業に対する円滑な資金供給の確保と自らの財務の健全性が、好循環をもって実現していく状況を目指していくことが重要となっていることを踏まえ、金融機関がきめ細かな融資判断を行い、それを顧客に十分説明するよう促していくこととした(上記)。

・当面の5つの取組みについて

1. 金融機関等との対話の充実

国内外の金融市場の混乱や地域経済・中小企業を取り巻く厳しい状況等を踏まえて、新たに全国各地の中小企業者、中小企業団体との直接の対話を開始するとともに、市場関係者との対話を積極化している。

(1) 中小企業者等との対話

中小企業金融の実態を把握するため、平成20年8月に全国11の全ての財務局等管内の15道府県に金融庁幹部職員を派遣し、51の中小企業・団体から中小企業の業況・資金繰り、金融機関の融資姿勢等についてヒアリング調査を実施した。また、8月から9月上旬にかけて、各都道府県の商工会議所47先に対し、会員企業の業況や資金繰りの現状と先行き等についてアンケート調査を実施するとともに、各地域の商工会議所の経営指導員469名を対象に中小企業に対する融資姿勢等についてアンケート調査を実施した。商工会議所47先を対象としたアンケートについては、11月にも実施した。

また、10月以降も中小企業金融の実態につき、より一層注視する観点から、中小企業庁・経済産業局と合同で、全国約150か所において、各都道府県の県庁所在地に限らずその他の地域においても広くヒアリングを実施し、幅広い中小企業者の生の声を拾い上げた。

(2) 個別の金融機関等との対話

監督においては、「主要行等向けの総合的な監督指針」を改正し、これまで半期毎に行っていた決算ヒアリングを第1四半期決算(4月～6月)についても実施し、必要に応じて第3四半期決算(4月～12月)についても実施することとしている。また、地域金融機関に対しては、中小企業金融の円滑化やそれぞれの金融機関の重要な経営課題に焦点を当てたヒアリングを実施している。

検査においては、納得感のある検査を実施する等の観点から、クロスモニター(財務局の検査実施先に対する本庁モニターの実施等)を拡充した。

平成20年12月8日に、市場を取り巻く諸問題に関する市場関係者の声を聴取する観点から、中川金融担当大臣の出席の下、市場関係者との意見交換会を実

施した。また、同月 17 日には、改正金融機能強化法の施行を踏まえ、年末の中小企業等の資金繰り対策に万全を期すため、中川大臣の出席の下、金融機関代表者との間で「年末金融の円滑化に向けた意見交換会」を実施した。

2．情報発信の強化

(1) 講演・スピーチやインタビューの積極的活用

グローバルな金融市場の動向、中小企業金融の円滑化に向けた取組み、ベター・レギュレーションへの取組みなどの重要テーマをはじめ、様々なテーマで、講演・スピーチ、報道機関のインタビュー、出版メディアへの寄稿により、金融庁の考え方や施策の紹介に努めている。

(2) 英語での情報発信

海外からの市場参加者や海外当局に対する情報発信強化の観点から、英語での講演等にも引き続き積極的に取り組んでいる。

また、重要施策について、英訳等の公表に努めている。平成 20 年 5 月から 11 月までの英文による報道発表件数(38 件)は前年同期(20 件)の約 2 倍となっており、そのうち日本語と英語による同時公表が 18 件と、前年同期の 7 件から増加している。

なお、英訳等を公表した重要な施策(平成 20 年 5 月～12 月)は以下のとおりである。

- ・「内部統制報告制度に関する 11 の誤解」等の英訳の公表
- ・「ベター・レギュレーションの進捗状況について」の英訳・概要の公表
- ・「市場強化プラン(Better Market Initiative)の進捗について」の英訳・概要の公表
- ・「恒久的施設(PE)に係る「参考事例集」・「Q & A」」の英訳・概要の公表
- ・「銀行法・金融商品取引法・保険業法」の英訳の公表
- ・「電子記録債権法」の英訳の公表
- ・「金融検査評定制度」の英訳の公表
- ・「平成 20 検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」の英訳の公表
- ・「金融市場戦略チーム」の「第二次報告書」の英訳・概要の公表
- ・「公認会計士法」の英訳の公表

(3) 説明会の積極的活用

金融行政の考え方、中小企業金融の円滑化のための施策等を全国各地の金融サービスの事業者・利用者等にわかりやすく説明すべく、各地域で説明会を開催している。

- ・平成20検査事務年度検査基本方針及び検査マニュアルを金融機関に対して、周知するため、各財務局別に説明会を開催するとともに、さらに県別・業態別等によりきめ細かい説明会の実施を進めている。
- ・中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置として、平成20年11月に改定した監督指針及び検査マニュアルの改定内容について、金融機関及び中小企業等に対して周知するために説明会を開催した。

3. 海外当局との連携強化

(1) 首脳・閣僚レベルでの国際的な取組みにおける発信

G7や首脳会合(サミット)などハイレベルな国際会議において、90年代のバブル崩壊以降、金融安定化の問題に取り組んできた我が国の経験と教訓を活かした発信を行ってきた。

平成20年6月15日に渡辺金融担当大臣(当時)が世界経済フォーラム東アジア会合(於:マレーシア)に出席し、我が国が過去の金融危機の経験から学んだ教訓、さらに、我が国が今後行うべき改革の方向性等についてパネリストとして発言を行った。

10月10日に中川財務・金融担当大臣がG7(於:米国)に出席し、我が国の90年代の経験を踏まえ、システミックリスク回避のため、金融機関に対する公的資本注入が必要であること等の発言を行った。この会合で、G7は、各国があらゆる利用可能な手段を活用して断固たるアクションをとることについて合意し、これを5項目の行動計画にまとめた。これを踏まえ、我が国は、10月14日に大臣談話を公表するなど、各国とともに必要な対応策を迅速に発表した。

11月15日に麻生総理大臣及び中川財務・金融担当大臣が「金融・世界経済に関する首脳会合」(於:米国)に出席し、麻生提案として、不良債権の徹底かつ早期の開示、金融機関に対する公的資金による資本増強等の重要性を強調したほか、金融の規制・監督の改革に関し、国際的連携の機能強化、格付会社への規制・監督体制の導入、市場混乱時の時価会計の基準の取扱い等を指摘した。

同会合では、国際金融システムと金融規制・監督の改革の方向性と具体策で一致し、金融危機再発防止の観点から、金融市場の改革のための5つの共通原則及び47項目の具体的な行動計画が合意された。これには我が国からの指摘も反映されている。

金融庁としては、各国の金融監督当局、財務省、中央銀行等からなるFSF(金融安定化フォーラム)などの場における、金融危機の再発防止・金融システムの強化に向けた国際的な議論に引き続き積極的に参画するとともに、国内外の関係当局等と協調しつつ、今般の首脳宣言の行動計画の着実な実施を図ることにより、来年4月に英国で開催される次回首脳会合に向けて最大の成果が得られるよう努めている。

(2) 国際協調の推進、国際的議論への参画

サブプライムローン問題の発生を発端とした世界的な市場の混乱を受けて、様々な国際会議や国際機関において、金融安定化等の観点から、活発な議論や検討が進められており、金融庁は各国当局と連携しつつ、こうした国際的な議論に積極的に参加してきた。

多国間での海外当局との連携

() グローバルな市場の混乱に関する国際的議論への参加

- ・平成20年4月のFSF報告書において示された提言のうち、金融機関における情報開示やリスク管理の強化に関し、当局が対応すべきとされた課題について金融庁は迅速かつ着実に実施している。さらに、バーゼル銀行監督委員会、IOSCO(証券監督者国際機構)等の国際機関において行われている、FSF提言の実施に向けた取組みにも積極的に参加している。なお、FSFは、提言が各国当局及び関係の国際機関によって着実に実施されている旨を6月のG8財務大臣会合、7月の北海道洞爺湖サミット、及び10月のG7に報告を行っている。
- ・主要国の監督当局で構成され、主要な巨大複合金融機関について設置されているSenior Supervisors Group(SSG)に平成20年5月に加わり、SSGによる金融機関における各種リスク管理の状況等に係るサーベイに対して協力するとともに、定期的な電話会合等による各国海外当局との意見交換・情報交換を実施している。

() IOSCOマルチMOUに基づく情報交換協力の実施

証券取引のクロスボーダー化に伴い、市場不正行為も国境を越えて行われ

るようになる中、国際的情報交換をより効果的に行うべく、金融庁は平成20年2月にIOSCOのマルチMOU(多国間ベースの情報交換枠組み)に加わったところ。この国際協力の枠組みの下で、クロスボーダー化する証券市場の公正性等を確保すべく、各国の証券監督当局(現時点では49、将来的にはIOSCO加盟メンバー全て)との間で必要な情報の交換を行っている。

() 保険監督者国際機構に対する役割の拡大

金融庁は、従前より、FSF、バーゼル銀行監督委員会やIOSCO、IAIS(保険監督者国際機構)、IFIAR(監査監督機関国際フォーラム)やその他の国際会合において主要ポストを担うなど、重要な役割も果たしてきているところであるが、平成20年10月には、IAISの最高意思決定機関である執行委員会の副議長に新たに総務企画局参事官が就任した。また、同月に国際的に活動する保険グループの監督についての課題を検討するためのタスクフォースが設置され、同タスクフォースメンバーに同参事官が就任し、グループ・ソルベンシーに関する国際基準の作成等の重要課題に取り組んでいる。

各国監督当局との連携

金融機関の国際的な活動や金融取引のグローバル化の進展に応じて、国際的に高度な金融取引を展開する金融機関の検査・監督を適切に行うため、海外監督当局との連携強化は、ますます重要となってきた。こうした中、金融庁は、定期的に海外の監督当局等と協議を行い、金融セクターの動向や規制・監督上の共通の重要事項等について意見交換を実施している。平成20年11月には、日中韓3か国の財務省、金融監督当局、及び中央銀行の実務者による「マクロ経済・金融安定化ワークショップ」の第1回会合を実施した。さらに、平成20年4月のFSF報告書において、世界的な大手金融機関ごとに、監督当局間グループ(監督カレッジ)を設置するとされたことを受け、みずほフィナンシャル・グループ(FG)、三菱UFJFG、三井住友FG、野村ホールディングスについて、海外の主要な関係当局をメンバーとする監督カレッジを設置した。

欧州委員会による我が国の会計基準に関する同等性評価

EU(欧州連合)においては、平成17年1月から、EU域内国の上場企業等の財務諸表に国際会計基準(IFRS)の使用を義務付けていたところ、これに加え、平成21年1月からは、EU域外国の(EU域内)上場企業等についても、国際会計基準と同等の会計基準の使用を義務付けることとしている。これに関し、EC(欧州委員

会)は、平成20年12月12日、「日本の会計基準は、国際会計基準と同等」との内容を決定した。この結果、EU域内で上場等を行う我が国の企業は、引き続き、欧州におけるディスクロージャーの際に、我が国の会計基準を使用することが可能となった。これは、我が国会計基準と国際会計基準との収れんに向けた関係者の努力の成果であり、金融庁としても、日欧双方の市場の開放性の維持及び我が国会計基準の国際的な信認の確保の観点から、これを継続的に支援してきたところである。

4. 調査機能の強化による市場動向の的確な把握

(1) リスク分析の高度化

リスク・フォーカス、フォワード・ルッキングなアプローチで課題を早期に認識しうよう、平成20年7月に金融システムに係るリスクに関連する情報の収集及び分析を行うリスク分析参事官室を設置した。同室では、金融機関を取り巻く指標の収集・分析及び金融機関の実務者層・市場関係者との意見交換等を通じて、マーケット動向や金融機関のリスク特性についてタイムリーに把握するなど、リスク分析の高度化に取り組んでいる。

また、検査局では、平成20年7月に企画室を改組し、企画・情報分析室を設置した。同室では、業務概況など個別金融機関の情報を分析し、各金融機関の規模・特性を踏まえた重要なリスクの把握に努めている。また、分析した情報は、実際の検査での検証において活用している。

これに加え、リスク分析参事官室と企画・情報分析室が適切に連携を図ることにより、リスク分析の効果を更に高める取組みも行っている。

(2) 市場動向の的確な把握の強化

グローバルな株式、債券、クレジット、為替、コモディティ等の各市場の状況やマクロ経済の情勢等について、金融システム、金融・資本市場の動向把握の観点から、引き続き、情報の集積・調査・分析を実施するとともに、近時の状況を踏まえ、日本銀行と連携しつつ、短期金融市場、社債・CP市場等の情勢の把握に注力している。収集した情報及び分析結果については、庁内で共有し、金融行政への反映を図っている。

(3) その他の取組み

借り手からの情報収集と活用

中小企業金融の円滑化に向けた監視を強化するため、金融庁と財務省は、平成 20 年 10 月 16 日より、「貸し渋り・貸し剥がし」等の金融機関(民間金融機関及び政策金融機関)の融資に関する大臣直通の情報受付窓口(金融円滑化「大臣目安箱」)を開設した。大臣目安箱に届けられた情報はそのまま大臣に届けられ、情報提供者から具体的な情報を金融機関側に開示しても構わない旨の確認がとれた場合には、金融庁又は財務省の担当部局(財務局を含む)より当該金融機関に伝達し、内部チェックを要請している。また、大臣目安箱に届けられた情報は、金融庁又は財務省において情報として活用し、検査・監督に反映させている。

中小企業庁との連携

中小企業金融の実態をきめ細かく把握するために、中小企業庁(経済産業局)と金融庁(財務局)が連携して、平成 20 年 10 月以降、全都道府県約 150 か所において、中小企業者との金融実態に関する意見交換、政府への要望の聴取を行っている。また、中小企業者からの、金融庁の大臣目安箱に寄せられた信用保証協会に関する情報や、中小企業庁の「中小企業金融貸し渋り 110 番」に寄せられた民間金融機関に関する情報について、情報の共有を行っている。

5 . 職員の資質向上

(1) 職員の専門性向上に資する任用体制の確立

平成 20 年 7 月の異動期において、平成 20 年 1 月に実施したキャリアパスに関するアンケート結果に配慮した任用を行うとともに、リスク管理や情報システム等、特に専門性が求められる部署に若手職員を配属させ育成を目指すなど、専門性に資する任用体制の確立に向けた取組みを実施した。

(2) 研修の充実による専門性の強化

金融行政に必要となる専門的知識を深めるため、より職員が参加しやすい形式で会社法等の特定テーマに絞った研修やファイナンス研修等を実施している。

また、平成 20 年 7 月期異動より、国際性の涵養や幅広い視野の育成を図るため、

海外政府機関(米国証券取引委員会)・英米の大学院・在外公館等への職員の派遣を拡大したほか、海外当局・研修機関が実施する研修にも随時積極的に職員を派遣している。

さらに、国内においても高度な専門性を体系的に習得させる観点から、金融大学院への派遣を開始するとともに、法科大学院・IT関係大学院についても派遣制度を整備した。

(3) 任用の柔軟化

専門性の高い人材を積極的に確保する観点から、検査局においてシステムの専門家及び市場リスクの専門家の採用を拡大するなど、金融機関をはじめとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの専門家を、官民人事交流法に基づく交流採用や任期付もしくは任期を定めない中途採用の形で、年間を通じて積極的に採用している。

これに加え、平成 19 年 12 月より全庁的に実施した社会人経験者募集について、計 10 名を平成 20 年 6 月から 8 月にかけて選考(中途)採用するとともに、新たに平成 21 年 4 月以降の採用に向けた募集活動及び業務説明会を平成 20 年 9 月より実施している。

(参考)民間専門家の在籍状況

	平成 20 年 4 月 1 日 現在	平成 20 年 10 月 1 日 現在
弁護士等	25 人	30 人
公認会計士	25 人	29 人
不動産鑑定士	10 人	11 人
アクチュアリー	4 人	4 人
研究者	2 人	3 人
情報処理技術者等	18 人	24 人
金融実務経験者等	130 人	147 人
合計	214 人	248 人

・前回報告書で指摘した「今後の課題」への取組状況

前回のベター・レギュレーションの進捗状況に係る報告書においては、監督対象先に対して実施したアンケート調査の結果を踏まえ、今後の課題として、「1. 職員へのさらなる徹底」、「2. 実務者レベルでの対話の充実」、「3. 情報発信の機会の拡充」を指摘していた。これらの課題についての取組状況は、以下のとおりである。

1. 職員へのさらなる徹底

ベター・レギュレーションの考え方を財務局も含めた検査部局全体に一層浸透・定着させる観点から、前記のとおり、平成 20 年 8 月に検査マニュアルを改定し、検査運営の質的向上にあたって特に重要な 5 項目を明記し、説明会を実施して、検査官に徹底している。

監督部局においても、ベター・レギュレーション、特にプリンシプルの周知・徹底を目的とした職員研修を実施している。

これらの努力を引き続き継続し、職員へのさらなる徹底を図っていく。

2. 実務者レベルでの対話の充実

対話の充実の一環として、平成 20 年 5 月に「主要行等向けの総合的な監督指針」を改正し、決算ヒアリングの回数を、それまでの年 2 回から、必要に応じて年 4 回に拡充するなどの措置を講じたところである。

また、平成 20 年 7 月に設置したリスク分析参事官室において、金融機関の実務者等と金融機関の状況やマーケット動向について幅広い情報交換を実施してきている。

さらに、中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置として平成 20 年 11 月に改定した監督指針及び検査マニュアルの内容について、金融機関の実務者に対して周知するために説明会を開催した。

このように実務者レベルでの対話の充実に向けた努力が積み重なってきているが、さらに、金融機関が有する法令解釈の疑問点などを聴取する態勢を充実させ、金融機関との対話の中で、プリンシプルについての議論を深めるとともに、行政対応の予測可能性を向上させることが今後の課題と考えられる。

3 . 情報発信の機会の拡充

情報発信の機会の拡充に向けて、大臣、長官をはじめ、幹部職員による各種講演を実施し、また、英語での講演・スピーチも積極的に行ってきた。

加えて、トップページの一部見直し等、ウェブサイトの充実に向けた取組みを実施してきたところである。

これらの努力を引き続き継続し、情報発信の機会を一層拡充させていく。

(以 上)